

# 介護職員等研修受講料助成金のご案内

三原市では、高齢者の介護等に従事する人材の確保及び既に就労している介護職員等の資質の向上を図るために「介護職員等研修受講料助成金」を交付しています。

## 対象研修

- ・介護職員初任者研修課程にかかる受講料
- ・介護福祉士の資格取得のための研修（厚生労働大臣が指定した介護福祉士養成施設での履修を含む。）又は介護支援専門員の資格取得にかかる研修の受講料（介護福祉士養成施設での履修は、平成29年10月1日以降に卒業し、介護福祉士の資格を取得した方が対象となります。）

## 交付金額

- ・介護職員初任者研修課程 上限5万円
- ・介護福祉士資格取得のための研修 上限5万円
- ・介護支援専門員の資格取得のための研修 上限2万円

## 交付対象

- ・市内に住所を有する方で、研修修了又は資格を取得した日から市内の指定事業所※に6か月以上従事している方が対象となります。
- ・助成金の交付は1人1回限りとなります。  
※介護保険法（平成9年法律第123号）第8条又は第8条の2に規定するサービスを提供する市内の指定事業所

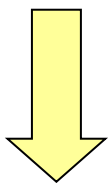
## 交付を受けるためには

### 申請

研修修了または資格取得した翌日から起算して1年以内に、介護職員等研修受講料助成金交付申請書を必要書類とあわせて提出してください。

#### 【必要書類】

- ・介護職員等研修受講料助成金交付申請書
- ・研修受講料の領収書の写し
- ・修了証明書、取得した資格の資格者証の写し
- ・介護福祉士養成施設の場合は卒業を証明する書類の写し
- ・6か月以上勤務していることを証明する書類



### 決定

介護職員等研修受講料助成金交付決定書を交付します。



### 請求

介護職員等研修受講料助成金交付請求書を提出してください。



#### お問い合わせ先

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

三原市 保健福祉部 高齢者福祉課 介護保険係

TEL 0848-67-6240 FAX 0848-64-2130